

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 24 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2012～2016

課題番号：24243002

研究課題名(和文) 法的サービス供給をめぐる紛争の構造 専門家の視角と利用者の視角の交錯を通じて

研究課題名(英文) Structure of Disputes in Providing Legal Services: Through Juxtaposing  
profession's and client's viewpoints

研究代表者

榎村 志郎 (Kashimura, Shiro)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：40114433

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 24,900,000円

研究成果の概要(和文)：2000年代の司法改革の結果、法専門職の養成、人口、業務は大きく変化した。本研究は、弁護士および司法書士を中心として、法専門職による法的サービス提供がいかなる変化を被っているか、また法専門職への社会的規制がいかに行われているかを、理論的および実証的に検討した。専門職の数の増加は市民と法専門職との接触を頻繁にした。他方、懲戒権をもつ各専門職団体は、専門職自治的規制の制度のもとで、自主規制を強化している。しかし、依頼人や一般市民の専門職への態度が変化しつつあるなかで、イギリスやオーストラリアでは専門職を行政的に規制する手法が拡大している。現代における専門職規制は自律と他律の緊張を孕んでいる。

研究成果の概要(英文)：The measures for judicial reform in Japan in 2000s introduced major structural changes in education, number, and styles of work of legal profession. This study empirically and theoretically examined the changes of regulation of legal profession after 2000s. The study revealed the changes in public perception of professional responsibilities and trustworthiness, longitudinal changes in professional discipline decisions, changes in the related structure of local professional associations. The study also examined the situation of professional regulation in several jurisdictions in Australia and England. The findings of this research project suggest the existence of strain between self-regulation and state-regulation of profession in several areas of professional discipline activities.

研究分野：Sociology of Law

キーワード：legal profession disciplinary decisions dispute resolution sociology of law comparative study

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 司法制度の変革と法的サービス供給システムの变化

1990年代後半以降の司法制度諸改革の主要な結果の一つは、法的サービス提供の量および種類がおおむね拡大しより多くの市民がそれを利用することができるようになったことである。法的サービス利用可能性は、個人が経験する一般的な法律問題(相続、土地売買等)、個別労働関係法上の問題、刑事法問題等において顕著に上昇した。ところで、法的サービスの利用可能性の増大は、法的サービスの質の変化をとまなうことが推測される。司法改革の過程のなかで、弁護士数の増加の帰結として、業務の質の低下の危険性がすでに主張されてきた。実際、いわゆる司法過疎地において2009年ごろから、主に事件処理を遅れを理由として、弁護士の懲戒事例が見られる(奄美地方、石垣地方など)。それだけでなく、種々の裁判外の相談システム等についてもその評価は多様である(櫻村=武士侯編『『トラブル経験と相談行動(現代日本の紛争処理と民事司法 2)』、東京大学出版会、3-27頁、2010年所収の諸論考参照)。そこで、法的サービス供給および供給者数の量的増大の結果として、提供者のあり方にどのような変化が生じているのかを明らかにすることが必要である。とりわけ、その受領者と提供者の間の期待の齟齬等について提供者側のもつ予想のあり方その他の対立を生み出す基礎を解明することが重要と考えられる。

### (2) 法的サービス紛争を解明することの意義

研究代表者は、司法制度諸改革に由来する社会的変化が生じる以前の状況について、社会の人々が、より容易に、またより法に従った仕方で、法律相談、代理、調停その他の法的サービスを利用し、日常的紛争に対処するようになっていくことを、量的研究と事例研究を組み合わせることによって明らかにしてきた(櫻村志郎編『弁護士過疎地における法的サービス供給の構造:事例調査と大量調査を通じて』文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、2006年6月)。当研究において、研究分担者(阿部)は、各種相談機関への利用者評価が事前の期待によって影響されることを明らかにし、研究代表者は経験される法律問題が地域内部的と見られるか否かにより、サービス提供者への期待が異なることを明らかにした。そこで、法的サービス供給の量的増大は、サービス提供やその主体に対する利用者側の認識・期待を変化させると想像されるところ、その認識・期待のあり方は、法的サービス供給に対する受領者の不満・批判に顕著に現れると想定できる。

### (3) 法社会学において量的と質的との方法論および理論を統合的に発展させること

法は社会の規範的諸構造を一般的命題により定義しつつ維持するという社会構造的現象であるとともに、個別具体的な状況においてそれが遵守されるべきことを社

会的相互行為に従事する諸個人の義務として設定することを通じて社会秩序を産出する。この点に鑑みると、法の十全的な社会学的研究は、社会の一般的規範構造とそれの相互行為の実現という2つの異なる社会的水準における研究を統合することを要請するのである。実際、研究代表者は、前者の現象を把握することに適した量的方法と後者の現象を把握することに適した質的方法とを併用して研究を行ってきた。ところが、法社会学および社会学の現状では、両者の方法論はおおむね切り離されて発展しており、研究者も双方の方法を意識的かつ統合的に行うことが少なく、その統合的使用に適合する実質的社会学理論の発展の努力も十分と言えない。このため、質的および量的な方法論を統合的に発展させることが喫緊の方法論的課題であり、また、それにふさわしい理論を発展させることが重要であるし、上述の法的現象の性質から言って、それは法社会学にとってきわめて重要な課題なのである。またとりわけ、質的方法論のより一層の洗練とその方法論的基礎の明確化が必要とされている。

## 2. 研究の目的

本研究は、研究期間内につぎのことをあきらかにした。(1)法的サービス供給活動とその質の維持活動、すなわち法専門職のサービス提供の規制の現状の大量的特徴を公的統計情報の分析によって把握すること、(2)法的サービス供給をめぐる紛争の経過、原因等を事例にそくして質的に解明すること、とりわけ(3)法的サービスの供給者と受領者の個々の状況に着目して、法的サービスをめぐる期待と評価の社会的基礎を解明すること、これは、法専門職の規制が主として伝統的には専門職自身の組織による自律的規制の形式をとることから専門職組織の懲戒等の社会統制過程の解明を要求するとともに、他方で現実のサービス利用者および潜在的な利用者による法専門職サービスの評価を解明することを要求する。(4)法的サービスをめぐる規制の状況を必要な一定限度で通文化的通政治体的に比較することによって、専門職規制の多様性と時間的変化の方向性について資料をえること。(5)その他必要な背景や関連する現象の調査を行うこと。

## 3. 研究の方法

2(1)については、日本弁護士連合会(日弁連)、日本司法書士会(日司連)の公表統計をもとに分析を行った。2(2)については、日弁連、日司連の公表する懲戒等事例を収集し、また過去数十年にわたる事例集にもとづいて質的および量的分析を行った。このための方法論を得るためにエスノメソドロジーの知見を応用して質的分析方法を深化発展させた。2(3)については、平成24、25、28年度に、一般市民および法専門職サービス利用者を対象として、法専門職と法に関する意識、経

験、評価の調査を行った。2(4)については、3度にわたりイギリス(ロンドンおよびヨークシャー地方)およびオーストラリア(ニューサウスウェールズ州およびタスマニア州)の法律事務所、法専門職規制機関、大学を訪問して資料を収集した。2(5)については、法サービスと法専門職のあり方に関する国内外の文献収集した。また調査結果の分析を通じて、個々の専門職を直接に規制するにあたって専門職地域組織が重要であるとの知見にもとづき複数の単位弁護士会および日弁連の懲戒委員会関係者への訪問調査を行った。また、インターネットを通じての法専門職批判等の市民による発信活動について準備的調査を行った。

#### 4. 研究成果

これらを総合して全体の研究を総括すると、専門職の数の増加より市民と法専門職との接触が拡大することから専門職の規制が多くの領域・部門で重要性を増してくること、その手法・理念としての専門職自治的規制が現代では大いに緊張を孕むものであること、専門職規制において中央と地方の専門職組織の活動と志向の重要性、懲戒をめぐる言説等において専門職に共有される知識の役割等が理論的に深化され具体的に明らかにされた。この研究成果は今後すみやかに著書等として公開することとしている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計33件)

櫻村 志郎, 法学部・法科大学院における社会学教育はいかにあるべきか?, 現象と秩序, 5:57-65. (2016)

櫻村 志郎, 法社会学の対象と理論法と社会研究 1: 3-29(2016)

櫻村 志郎, Hearing Clients' Talk as Lawyer's Work, B. Dupret, M. Lynch, & T. Berard) Law at Work: Studies in Legal Ethnomethods Oxford University Press 201587-113. (2016)

櫻村 志郎, 法社会学とその理論, 日本法社会学会報, 98 1-1(2014)

櫻村 志郎, 書評: 小宮友根『実践の中のジェンダー 法システムの社会的記述』法社会学 79:229-234(2013)

櫻村 志郎, 労働審判紛争の社会的構造 問題定義の記述形式を通じて 菅野和夫他編, 労働審判制度の利用者調査、有斐閣 154-172 (2013)

櫻村 志郎, 法における共通理解の達成と維持, 片岡邦好他編, コミュニケーション能力の諸相, ひつじ書房, 311-342(2013)

阿部 昌樹, 「法」を見るとはどのようなことなのか?, 法社会学, 83:1-10(2017)

阿部 昌樹, コメント: 政策循環とジェンダーの政治, 法社会学, 82:179-184(2016)

阿部 昌樹, 「協働」の法言説 自治基本条例における展開を中心に 法学雑誌 62:702-660(2016)

阿部 昌樹, 自治基本条例のインパクト 大阪市立大学法学雑誌 60(2):1-43(2014)

阿部 昌樹, 法的正義と今ここでの正義 法社会学 78号 7,29(2013)

佐藤 岩夫, 総合法律支援制度の意義と課題 地域と連携したネットワーク型支援と生協の可能性 生活協同組合研究 495:5-12(2017)

佐藤 岩夫, 総合法律支援法改正の意義と課題, 自由と正義, 814:19-24(2016)

佐藤 岩夫, スタッフ弁護士への期待, 法学セミナー, 743:52(2016)

佐藤 岩夫, ADR の専門性 労働審判手続を素材として, 仲裁とADR, 10:13-21(2015)

佐藤 岩夫, 広中俊雄の法社会学研究 法律時報, 87(9):13-21(2015)

佐藤 岩夫, 宮城県松島史被災者調査の結果の概要 震災から4年目の被災者支援の現状と課題, 総合法律支援論叢, 7:23-56(2015)

佐藤 岩夫, 多様性・ジェンダーに配慮した住宅再建の課題, 学術の動向, 2015年4月号:34-39(2015)

佐藤 岩夫, 原発事故避難者の法的支援と「司法ソーシャルワーク」, 学術の動向 2014年2月号:54-58(2014)

佐藤 岩夫, 潜在ニーズ掘り起こしの重要性, 市民と法 98:1-1(2014)

佐藤 岩夫, 『司法過疎』被災地と法的支援の課題, 世界, 2013年1月号, 189, 196 (2013)

佐藤 岩夫, 東日本大震災と司法アクセスの課題, 司法アクセス学会第5回学術大会報告書, 18, 33 (2012)

高橋 裕, 弁護士における統合とその弱体化 網紀・懲戒事例を手がかりに 法社会学 83:151-172(2017)

高橋 裕, 戦後日本における法解釈学と法社会学 川島武宜と来栖三郎における事実と法 法と社会研究 1: 33-63(2015)

高橋 裕, The Emergence of Judicial Statistics in England and Wales Annuario di Diritto Comparato 81, 96(2012)

菅野 昌史, 書評「岡村暢一郎『産業秩序の法社会学 いかにして産業は「ホンモノ」となるか』」法社会学 83:254-259(2017)

菅野 昌史, 学界回顧 法社会学法律時報 87(13):268-275(2015)

菅野 昌史, 原発避難に伴う檜葉町民の避難生活 トラブル経験の実態(石丸純一と共著), いわき明星大学人文学研究紀要 12:67-78(2014)

菅野 昌史, 原発事故に対するいわき市民の意識構造, いわき明星大学人文学部研究紀要, 28:97-105(2014)

菅野 昌史,東日本大震災における  
檜葉町の災害対応 コミュニティの再生  
に向けて(高木竜輔と共著),いわき明星大学  
大学院人文学研究科紀要,10:36,51(2012)

山田 恵子,エスノメソドロロジー・会  
話分析は「法」をどう見るのか 法社会学  
83:132-141(2017)

山田 恵子,リーガルカウンセリン  
グ論主導の法実践に関する予備的考察 法  
社会学理論の動態分析に向けて 京女法学  
5:191-220(2013)

〔学会発表〕(計25件)

櫻村 志郎,弁護士懲戒処分の実践  
的構造,日本法社会学界関西研究支部例  
会,2017年3月12日,大阪大学(大阪府豊中  
市)(2017)

櫻村 志郎,社会的世界はいかに把  
握され得るか エスノメソドロロジーの失わ  
れた原問題をめぐって,北海道大学法理論研  
究会(講演),2016年3月23日北海道大学(北  
海道札幌市)(2016)

櫻村 志郎,阿部 昌樹,高橋 裕,  
菅野 昌史,ミニシンポジウム:司法改革後の  
専門職-依頼人関係の変動と課題 法的サー  
ビス供給をめぐる紛争を焦点として,日本法  
社会学学会学術大会,2015年5月9日,首都大学  
東京(東京都八王子市)(2015)

櫻村 志郎,相互反映性の学説史的  
起源 1920-40年代の質的社会学方法論とエ  
スノメソドロロジーの原構想,日本エスノメソ  
ドロロジー・会話分析研究会(招待講演),2015  
年3月8日,立命館大学梅田キャンパス(大阪  
府大阪市)(2015)

櫻村 志郎,相互反映性の学説史的  
起源 1920-40年代の質的社会学方法論とエ  
スノメソドロロジーの原構想,日本マーケティ  
ング学会マーケティングカンファレンス  
2014,2014年11月23日,早稲田大学(東京都  
新宿区)(2014)

櫻村 志郎,エスノメソドロロジー・会  
話分析はいかに法をとりあげるのか  
Harold Garfinkel の初期の研究を手掛かり  
にして 日本法社会学学会,2014年5月10  
日,大阪大学(大阪府豊中市)(2014)

櫻村 志郎,行為か行為者か 『ポー  
ランド農民』から『エスノメソドロロジー研究』  
までの質的方法論,日本法社会学学会,2014年5  
月11日,大阪大学(大阪府豊中市)(2014)

櫻村 志郎,A Sociological Study of  
Complaints Against Lawyers Japanese  
Law Seminar,2014年3月5日,University of  
Sydney (New South Wales, Australia)  
(2014)

櫻村 志郎,書評報告「西坂仰他著  
『共感の技法 福島県における足湯ボラン  
ティアの会話分析』」エスノメソドロロジー・  
会話分析研究会(招待講演),2014年3月21  
日,東海大学高輪キャンパス(東京都港区)  
(2014)

櫻村 志郎,紛争当事者の語りをも  
う聞くか? 第6回九州ブロック司法書士s  
回協議会開業支援フォーラム(講演),2013  
年11月30日,福岡県福岡市(2013)

櫻村 志郎,Telling the Code of  
Law: Interactive Grounds and  
Contingencies of Giving Legal Advice in  
Japan,2012年06月05日,2012  
INTERNATIONAL CONFERENCE on  
LAW and SOCIETY Honolulu, Hawaii,  
U.S.A.(2012)

櫻村 志郎,The Legacy of the  
First-to-Third Generations Sociologists of  
Law,2012年06月07日,2012  
INTERNATIONAL CONFERENCE on  
LAW and SOCIETY Honolulu, Hawaii,  
U.S.A.(2012)

櫻村 志郎,離島・地域のニーズと司  
法アクセス,司法アクセス学会第6回学術大  
会(講演),2012年12月08日,弁護士会館(東  
京都中央区)(2012)

阿部 昌樹,イギリスとオーストラ  
リアにおける法専門職規制,リーガルサー  
ビス科学研究会,2017年3月10日,神戸大学(兵  
庫県神戸市)(2017)

阿部 昌樹,サーベイ調査によって  
人々の経験を捕捉することの可能性と限界,  
日本法社会学学会学術大会,2013年5月10日,  
青山学院大学(東京都港区)(2013)

高橋 裕,弁護士における統合とそ  
の弱体化 網紀・懲戒事例を手がかりに,リーガ  
ルサービス科学研究会,2017年3月10日,神  
戸大学(兵庫県神戸市)(2017)

高橋 裕,「法律家の伝記」をめぐる  
いくつかの論点,戦時法研究会,2016年1月25  
日,慶応義塾大学(東京都港区)(2016)

高橋 裕,M・ウェーバーの社会学に  
おける法の定位 その法概念論を手がかり  
に 比較歴史社会学研究会,2015年9月19  
日,早稲田大学(東京都新宿区)(2015)

高橋 裕,Econo-Legal Education:  
The Experience of Kobe University The 6th  
Kobe University Brussels European Centre  
Symposium,2015年10月20日,The Hotel  
EU Brussels (Brussels, Belgium)(2015)

高橋 裕,法社会学研究におけるサー  
ベイ調査:可能性と課題,日本法社会学学会学  
術大会,2013年5月10日,青山学院大学(東  
京都港区)(2013)

佐藤 岩夫,ニーズ顕在化の視点か  
ら見た地域連携ネットワーク,日本法社会学  
学会学術大会,2015年5月9日,首都大学東京  
(東京都八王子市)(2015)

佐藤 岩夫,Keynote Speech:  
Re-considering the Article 9 of the  
Japanese Constitution (Renunciation of  
War) from Socio-Legal Perspective The  
East Asian Law & Society Conference (招  
待講演),2015年8月4日,早稲田大学(東京  
都新宿区)(2015)

佐藤 岩夫,How Users Evaluate the Labor Tribunal System in Japan: Key Findings of the 2010 Labor Tribunal Survey Annual Conference of RCSL,2013年8月5日,Toulouse,France(2013)

山田 恵子,弁護士自身の「非行」「懲戒」理解:インタビュー調査の分析,リーガルサービス科研研究会,2017年3月10日,神戸大学(兵庫県神戸市)(2017)

山田 恵子,司法書士と法律相談~フィールドワークを通じて見えた世界,京都司法書士会調停センター調停研修会(講演),2013年03月27日 京都司法書士会(京都府京都市)(2012)

〔図書〕(計16件)

櫻村 志郎,Represando o access a Justicia no Brasil: etudes internacionais,, volume 2, Institutos Inovadores, Evocati 280頁(2016)(分担執筆)

櫻村 志郎,阿部 昌樹,高橋 裕,山田 恵子,振る舞いとしての法 知と臨床の法社会学,法律文化社,297頁(2016)(分担執筆)

阿部 昌樹,櫻村 志郎,高橋 裕,菅野 昌史,山田 恵子,新入生のためのリーガルトピック 50,法律文化社,147頁(2016)(編集・分担執筆)

櫻村 志郎,阿部 昌樹,法の観察 法と社会の批判的再構築に向けて,法律文化社,378頁(2014)(編集・分担執筆)

櫻村 志郎,佐藤 岩夫,労働審判制度をめぐる当事者の語り 労働審判制度利用者インタビュー調査記録集,東京大学社会科学研究所,270頁(2013)(編集・共著)

櫻村 志郎,佐藤 岩夫,労働審判制度の利用者調査:分析と提言,有斐閣,288頁(2013)(編集・分担執筆)

阿部 昌樹,包摂都市のレジリエンス,法律文化社,202頁(2017)(共著)

阿部 昌樹,縮小都市の政治学,岩波書店,168頁(2016)(共著)

阿部 昌樹,佐藤 岩夫,高橋 裕,広渡清吾先生古希記念論文集・民主主義法学と研究者の使命,日本評論社,663(2015)(編集・分担執筆)

阿部 昌樹,震災後の自治体ガバナンス,東洋経済新報社,338頁(2015)(共著)

阿部 昌樹,地方自治の基礎概念:住民・住所・自治体をどうとらえるか?,公人の友社,286頁(2015)(共著)

佐藤 岩夫,変動期の日本の弁護士,日本評論社,252頁(2015)(共著)

高橋 裕,戦時体制と法学者 1931-1952,国際書院,413頁(2016)

高橋 裕,再帰する法文化,国際書院 214頁(2016)(分担執筆)

高橋 裕,エコノリーガルスタディーズのすすめ,有斐閣,326頁(2014)(共著)

山田 恵子,法と女性共同研究報告書,法と女性FD研究会,220頁(2014)(共著)

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

櫻村 志郎 (Kashimura, Shiro)  
神戸大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 40114433

### (2)研究分担者

阿部 昌樹 (Abe, Masaki)  
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 10244625

高橋 裕 (Takahashi, Hiroshi)  
神戸大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 40282587

菅野 昌史 (Kanno, Masashi)  
いわき明星大学・教養学部・教授  
研究者番号: 70379494

佐藤 岩夫 (Sato, Iwao)  
東京大学・社会科学研究所・教授  
研究者番号: 80154037

山田 恵子 (Yamada, Keiko)  
京都女子大学・法学部・准教授  
研究者番号: 80615063